

結核対策におけるエックス線撮影等の業務会計年度任用職員要綱

1 目的

この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、結核対策におけるエックス線撮影等の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 任用について

会計年度任用職員は、次に該当する者の中から、筆記試験または論述試験、面接試験の内容を総合的に勘案して任用する。

（1）診療放射線技師免許を有する者

3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

4 業務内容について

会計年度職員の業務は、次のとおり定める。

会計年度職員は、西成区保健福祉センター（区役所及び分館）において、次の業務に従事する。

- ・結核健診エックス線撮影業務
- ・結核健診画像データ処理、管理業務
- ・結核健診受付等業務補助
- ・結核健診データ入力等管理業務補助
- ・結核健診受診勧奨業務補助

5 勤務時間等について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は、次のとおり定める。

（1）勤務日数

月曜日から金曜日のうち本市が指定する4日間

（2）勤務時間

午前9時00分～午後5時15分

（3）休憩時間

45分

6 実施細目

この要綱の実施について必要な事項は、西成区長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。